

景観農業振興地域整備計画の概要について

農山漁村景観の「みかた」

自然に馴染み一体となった景観



棚田や段々畑、防風効果のある屋敷林などでは、自然の地形や循環に馴染んだ営みが独特の景観となっています。

日常生活が かもし出す景観



特別な場所や名勝・史跡ばかりでなく、身近な日常生活がかもし出す地域独自の景観もあります。



生産や生活に 育まれた景観



生産活動や住まい方など、地域それぞれに独自の形態が歴史的に積み重ねられ、奥行きのある景観となっています。

農山漁村の景観は、みかた次第で

- 生産や生活に育まれた景観
- 自然に馴染み一体となった景観
- 地域全体でバランスのとれた景観
- 日常生活がかもし出す景観
- 時間や季節の変化が彩る景観

など、色々な姿を見せてくれます。

これらの景観は、地域の皆さんのこれまでの生産活動や生活の積み重ねによって育まれたものであり、地域の財産として次の世代に伝えていきたいものです。

それでは皆さん、いろいろな「みかた」で、身の回りの景観をもう1度見つめてみませんか。

地域全体でバランス のとれた景観



農地、集落の家並み、寺社、施設、山並みなどの多くの要素が調和して、地域独自の景観をつくっています。



時間や季節の変化 が彩る景観

農作業や食生活、お祭りや伝統芸能など、時間的経過や季節の変化によって、地域独自の景観が見られます。



1 景観農業振興地域整備計画とは

1 景観農業振興地域整備計画の考え方

- 景観農業振興地域整備計画は、農業を将来的に継続させることで地域を守り、景観を守る、という考えの計画と言える。

景観のために農業を規制する、ということではない。

2 なぜ農村景観を守る必要があるのか

- 心の拠り所になっている

ほっとする、心がなごむ、心が豊かになる、心がいやされる。

- アイデンティティになっている

ふるさとに住んでいることを実感させてくれる、住んでいてよかったと思う、よそで自慢ができる。

- 地域の豊かな記憶を蘇らせてくれる

自然の中での遊び、山や水からの贈り物、伝統的な出来事、おいしい米・野菜など、景観と結びついた「地域の豊かな恵み」を彷彿とさせてくれる。



水田の広がる平地農村の景観



落ち着いた佇まいの集落の景観



伝統文化も地域の重要な景観要素

2 景観農業振興地域整備計画策定による効果

1 直接的な効果

●景観が農業の振興につながる

計画の策定により、地域の景観のよさを売りにして、地域は農産物のブランド化を図るきっかけとすることができる。

●景観が地域発信力を高める

計画の実施により、景観をよくすることで、地域の魅力を増し、後継者や新規就農者、または都市住民へアピールすることができる。

2 間接的(副産物的)な効果

●計画が地域の将来を考える契機となる

地域の景観を住民自身で考えることを「きっかけ」として、将来の農業・農村について考えることができ、また、計画に込めた地域の歴史や人々の思いを次の世代に伝えることができる。

●計画がコミュニティ活性の契機となる

計画策定を通じて、地域で「景観」という1つのテーマで話し合うこと自体がコミュニティでの意思疎通をよくする手段となる。



景観を保全することで地域の魅力を増します



景観や農業について話し合うことが大切です

3 景観計画、景観農業振興地域整備計画の策定手順

1 景観法を活用するための準備

- ・景観行政団体となる
- ・景観行政を担う体制づくり

2 住民参加による地域の景観診断

- ・住民参加による地域の景観診断
- ・将来の地域の景観像についての話し合いと合意形成

3 景観計画－景観農業振興地域整備計画づくりは、まずは景観計画づくりから－

例えば…

住宅は派手な色でなく
落ち着いた色がいい

集落のランドマークとなる
建造物や樹木を保存したい

公共施設も景観に
配慮したい

など

必須事項

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
(指定の対象となる建造物、樹木がある場合に限る)

必須事項＜施行令第8条＞

景観による届出を要しない通常の行為その他の行為として、農業、林業又は漁業を営むために行う行為等を規定(建築物の建築等、高さが1.5mを超える貯水槽等の建設物、幅員が2mを超える用排水施設、幅員が2mを超える農道・林道の設置、土地の開墾等を除く)

選択事項

- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(※)

など

選択事項＜施行令第2条＞

景観重要公共施設として、土地改良法による土地改良施設等を位置づけ

※保全・創出すべき地域の景観の特色、地域の範囲、景観を保全・創出するための方策などを示します。景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、この事項を定めておく必要があります。

4 景観農業振興地域整備計画で定める事項

1 景観農業振興地域整備計画の区域

景観計画区域内の農業振興地域において、景観との調和に配慮しつつ、良好な営農条件の確保を図るための措置を計画に位置付ける必要がある区域を定めます。

2 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の管理や景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方について定めます。

- 3 農業生産の基盤の整備や開発に関する事項
- 4 農用地の保全に関する事項
- 5 農業近代化のための施設整備に関する事項

景観農業振興地域整備計画の区域内における農用地・農業用施設等について、その整備・保全の方向や具体的な事業・活動について定めます。



地形に応じた基盤整備



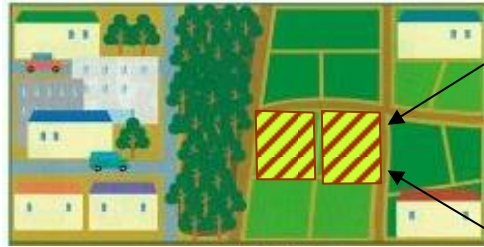
耕作放棄地の解消



土地改良施設の整備・保全

5 景観農業振興地域整備計画に係る特例措置

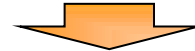
良好な景観保全のためのシステム



計画に従った利用が行われていない

<景観法第56条第1項>

◇市町村長が、計画に従った利用をすべき旨
勧告



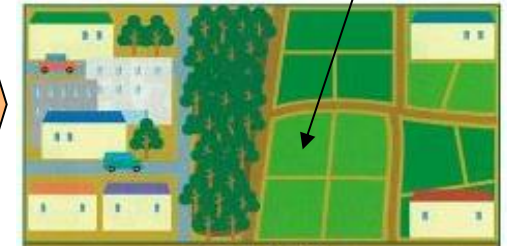
<景観法第56条第2項>

◇勧告に従わないときは、権利移転に関する
協議を勧告

<景観法第57条>

◇景観整備機構が利用権を取得し、管理

◇計画に従った良好な景
観(営農環境)を保全



<景観法第57条>

- 農業委員会等は、上記の勧告の協議が整ったことにより景観整備機構のために農地等の使用貸借による
権利等を設定しようとするときは、農地法第3条第1項の許可。

景観行政団体の長が、NPO法人や一般社団法人、
一般財団法人をその申請により指定。
例えば、都道府県、市町村が設立する農業公社や棚
田保全活動を積極的に行うNPO法人等

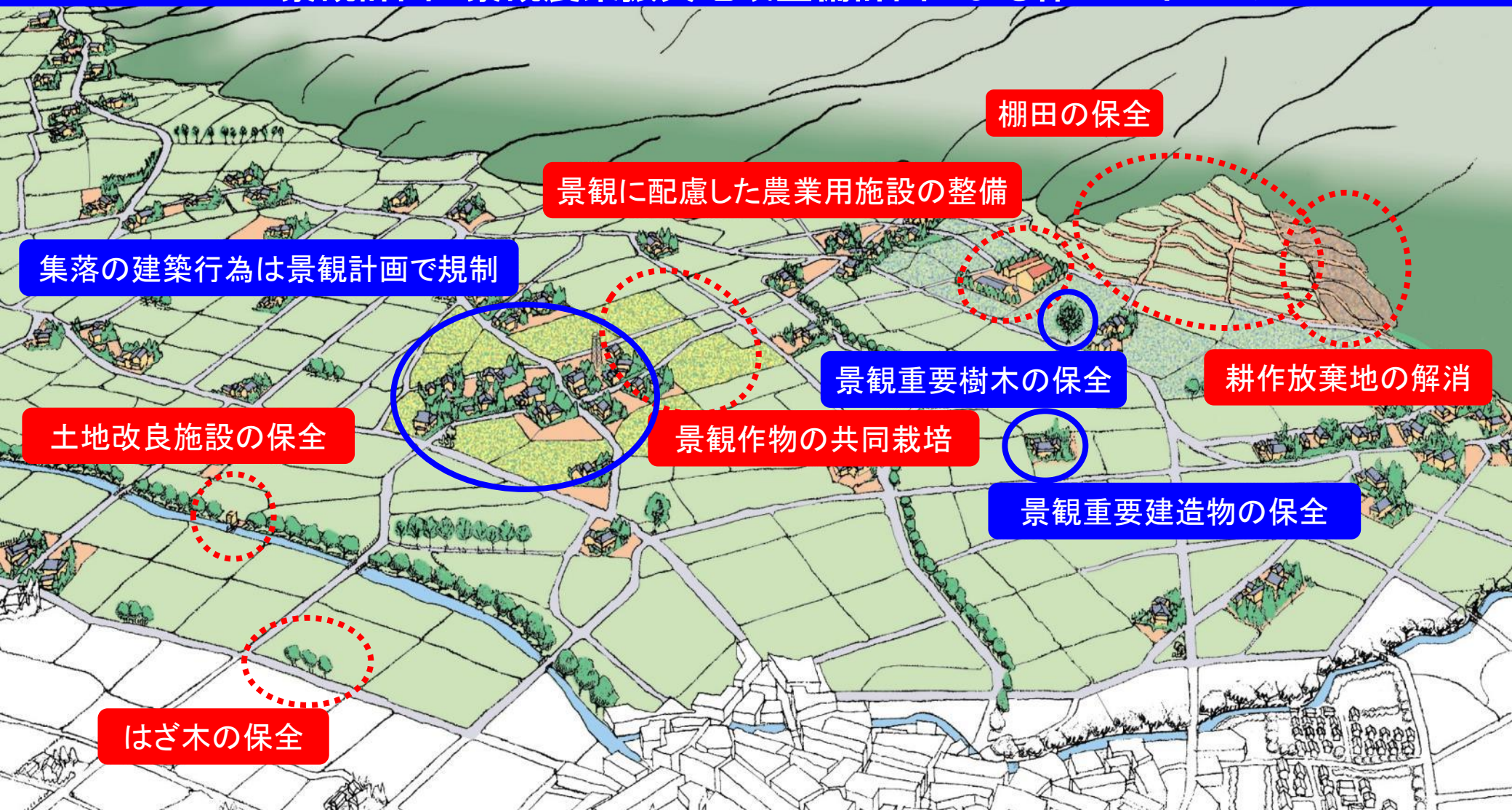
<景観法第58条>

- 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)の第4項各号(不許可とする場合の要件)の許可基準の追加

開発行為により、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、許可してはならない。

※景観整備機構(例)・・・特定非営利活動法人緑の相談室、社団法人茨城県建築士会、財団法人練馬区都市整備公社、一般社団法人ひと・まち・鎌倉ネットワーク、社団法人鹿児島県造園建設業協会 など

6 景観計画と景観農業振興地域整備計画による保全のイメージ



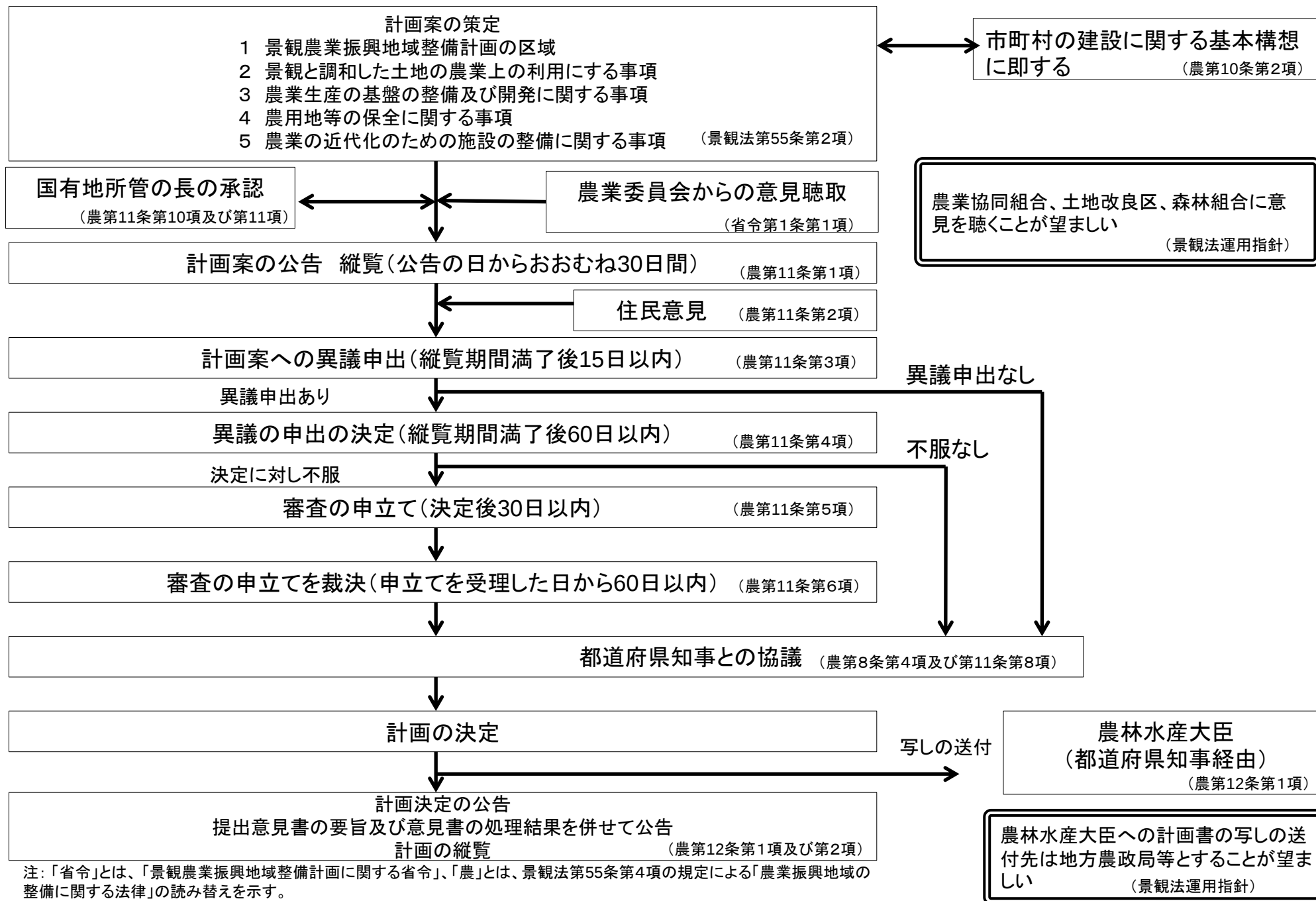
点線

景観農業振興地域整備計画で定められるもの

実線

景観計画で定められるもの

7 景観農業振興地域整備計画決定までのプロセス



注:「省令」とは、「景観農業振興地域整備計画に関する省令」、「農」とは、景観法第55条第4項の規定による「農業振興地域の整備に関する法律」の読み替えを示す。